

時局日誌 (二十九)

Y
H
生

十二月十二日

軍機保護法施行規則中改正 (陸軍省令第

五九號) 分布

大分縣書記官 豊原 道也

任茨城縣經濟部長

茨城縣書記官 高橋 一郎

任大分縣學務部長

零下卅七度の酷寒地を進撃する勇士の背囊にも軍馬の腹にも氷柱が下る山西省の中條山脈の山嶽戰に中條山脈の主と豪語する曾萬鍾麾下の宿敵二萬を今ぞ撲滅して南部山西の治安を一氣に確立せんと全軍の士氣銀嶺を壓し、更に全面的に敗

色濃き敵は僅に唐玉山の一角を死守し小癢にも反撃を試みてゐる。この壯絶なる包圍戰のため曾萬鍾軍も再起不能となり白銀の戰線にわが軍は凱歌を擧げたのである。この包圍戰の戰果は敵の遺棄死體は實に三千二百四十、捕虜衛長一、將校四、その他百二十二箇獲品迫撃砲三、重機八、輕機八十四、小銃二百六十六、小銃彈二萬一千、防毒面二千四百にも達した。

政府は既に外米百二十萬石の買付をし、續輸入荷をみつゝあるが、既に十五米穀年度における米穀需給の圓滑を期するため所要數量は外米の購入に依つてこれを充足すべきことについて更に協議を重ね、需給計畫の見透しが確立し農林當局として今後の食糧對策の遂行に進む積りである云々と酒井農相は談る。

文部省圖書局では日本語教科用圖書の整理統一を圖るため日本語教科用圖書調査會を新設することゝなつた。調査會々長並に委員二十六名は左の如く發令された。

伯爵 林 博太郎
日本語教科用圖書調査會會長被仰付
企畫院部長(陸軍少將) 沼田多稼藏

對滿事務局事務官 關 外余男

興亞院部長 松村 嶺

外務省東亞局長 堀内 干城

陸軍少將 武藤 章

海軍少將 草鹿 任一

文部省圖書局長 近藤 壽治

東京帝國大學教授 橋本 進吉

同 久松 潜一

東京文理科大學教授 神保 格

拓務書記官 橋爪 恭一

貴族院議員男爵 稻田 昌植

衆議院議員 鶴見 祐輔

鹽谷 温

宮原 民平

山本 勇造

日本語教科用圖書調査會委員被仰付

興亞院書記官男爵 林 安

興亞院調査官 鹽澤 清宣

(陸軍歩兵大佐) 松宮 彌平

山根 藤七

日本語教科用圖書調査會臨時委員被仰付

滿、支、朝鮮に於ての圓系通貨の現勢

調査によると總額四十億四千四百萬圓に

達し左表の如き情勢であると東朝子は報道した。

▽圓系通貨最高發行高 (單位百萬圓)

日 銀 券	三、三九六	三、二二六	二、八八八	二、九四六	三、八四〇
鮮 銀 券	三、三〇	三〇八	三三〇	三九三	四〇〇
臺 銀 券	一、二四	三三	一四一	一四	一七〇
滿洲中銀券	三、七	三、〇	四〇〇	五五三	六七〇
北支聯銀券	一	二〇	一六一	三四五	三六九
蒙 疆 券	三	三	三五	五四	五四
軍 票	?	?	?	?	?
合 計	三、一三三	三、一三三	三、八七一	四、〇一五	四、八四一

興亞院會議に於て「名實共に近代的獨立國家としての資格を具備せしむることは支那をして東亞樞軸の一柱として新秩序を分擔々行せしむるに缺くべからざる要件である。日本帝國は之がためには全面的支援と協力を吝まざるべきものである」と答申した。

大阪商船山陽丸の英國封鎖區域航行如

何に關する東京電報は時節柄アムステルダムでも多大の關心を集めてゐるが封鎖區域航行に關して日英間に折衝行はれ大體圓滿な諒解が成立した模様であり、アムステルダムの關係當局は右に關し何等憂慮してゐない。同船は日英間の折衝の終結とともに安全なる航路を見究めた上十三日頃ロッテルダム出帆米國經由歸國

のに途つく豫定である。

十二月十三日

著作権ニ關スル仲介業務ニ關スルノ件施行期日(勅令第八三四號)著作物ノ範圍ヲ定ム(勅令第八三五號)著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律施行規則(內務省令第四三號)公布

我南支派遣軍の十一月における綜合戦果左の如し。

- 一、交戦せし敵兵力約四萬一千。
- 二、敵に與へた損害。
- (一) 確認せし敵の遺棄死體九千九百七
- (二) 捕虜千八十七。
- (三) 鹵獲馬匹二十四。
- (四) 鹵獲品の主なるもの、自動車二十
- 四、自動貨車廿一、迫撃砲十、重機二
- 十八、輕機九十二、小銃二千四百三十
- 九、拳銃三十四、小銃彈二十一萬八千
- 二百八十四、機關銃彈七萬千三百四十
- 銃劍六千五百三十その他兵器彈藥多
- 數。

(五) 右のほか航空隊は敵部隊並に其輸

送機關、軍事施設、軍需品倉庫等を銃

爆撃し多大の損害を與へたり。

三、我方の損害戦死傷二百に充たず。

十一月十五日開始された兩廣作戦にお

けるわが戦果左の通り(十三日現在)

- 交戦兵力二萬七千六百、敵の遺棄死體
- 五千九百、捕虜三百五十、鹵獲品迫撃砲
- 十、重機關銃二十一、チエコ機關銃八十
- 六、小銃二千三百八十四、手榴彈二千六
- 百七十、トラツク、通信機など。

去る九日より十二日に至る四日間黃梅

(湖北省東部)方面の殘敵掃蕩戦に協力

せる海軍航空部隊は吳強において敵遊撃

隊司令部を爆破大火災を生ぜしめたる外

黃梅、大洋廟、栗木橋、陳家灣、十里。

胡家灣、郭大灣、董司梅等の敵據點大半

を爆炸炎上せしめ多大の戦果を收めた舖

陸軍部隊の作戦に協力中の海軍航空部

隊は一昨十一月欽州北東方青塘墟、大埠

墟、陸屋隊、廣平墟等の敵陣地を爆撃こ

れに甚大なる損害を與へ同方面の敵を敗

走せしめ更に全縣及び龍州において同地

附近の軍事施設並に軍需品集積地を攻撃

爆碎せり。

十二月十四日

過般獨汽船ブレイメン號に遭遇之を見

逃した英潜水艦は其後獨潜水艦一隻を擊

沈し他に驅逐艦一隻に魚雷を命中せしめ

た。

貴族院議員、小田急電鐵取締役小久保

喜七氏は去る三日以來感冒のため大森區

大森四ノ二、四六二の自邸で加療中、肺

炎を併發し十四日午後零時四十五分死去

した。享年七十五。

十二月十五日

總動員物資使用收用令(勅令第八三六號)

公布

今秋來地方制度調査會で審議中だつた

一般市制と府縣制との改正案要綱は十五

日の同總會で內務省原案通り可決された

ので近く內務大臣に答申することゝなつ

た。内務省ではその答申に基き直に府縣制、市制、北海道會法、北海道地方費法の各改正案と前議會に提案中止となつた町村制改正案の成文化に着手し、この五法律案を來るべき議會に提案するわけで、多年の宿題だつた地方制度の全面的改正はいよいよ茲に實現への一步を踏み出すことゝなつた。

ウルグアイ政府は十五日海軍特別調査委員會の報告に基きドイツ軍艦グラーフシュペー號艦長に對し來る十七日午後五時（日本時間十八日午前六時）までにモンテヴィデオより出港すべき旨通告を發した。

十二月十六日

物資利用委員會官制（勅令第八三九號）公布

十五日湖北省北部方面に於る我が戰果次の如し。遺棄死體五十、チェコ機銃六小銃五十、更に〇〇部隊の一部は應山北地方區兩神廟附近移動中の敵を猛襲四敵

せしめた。遺棄死體百四十二内將校三。南部中條山脈の天險に據る頑敵約二萬五千に對して十五日拂曉火蓋を切つた銀嶺の大包圍山嶽戰は隨所に凄壯なる白兵戰を展開しつゝ戰果を擴大刻一刻包圍網を縮めて行く、天險を利用して巧妙な防禦陣地を二重三重に構築し必死の抵抗を續ける頑敵に對し岩を攀ち酷暑を衝いて戦ひ進む我が各精銳部隊は十五日一齋に壯烈果敢な大夜襲を敢行鋸の齒のやうな雪の峻嶺を攀ち登つて敵陣を抜き十六日の拂曉戰に敵が最後の要害と恃む神頭嶺の孫蔚如軍六千を覆滅敵死體を踏み越え白晷々たる海拔二千百尺の稜線を南へ押し遂に辛頭、石佛兩峰に感激の日章旗をはためかした。

十二月十七日

敵の冬季攻勢は次第にその兵力を増加しわが警備地區と間近に迫りつゝありわが精銳のために潰亂覆滅する敵部隊は連日各地各所に累加してをり湖北方面安陸

方面に齣動しつゝあつた敵は連日のわが猛攻撃に堪へかね總崩れとなりつゝあり十七日までの敵遺棄死體は判明せる分だけでも九百四十を算してゐる。

一、十五日拂曉わが早坂部隊は麻城北方及び西方より侵入せる敵を叩きつけこれを北方に潰走せしめた。敵の遺棄死體三十。

一、十六日午前五時武寧南方に押寄せた三百の敵は三十八の死體を残して潰走した。

一、十四日夕刻南昌東南の市汊街附近に出没中の四百の敵はわが軍のために錦江南岸に撃退された。敵の遺棄死體百二十一。

一、十四日朝敵の百十二師に屬する約二千は岳州東南曇家大山に再度侵入し來りわが軍のために大打撃を蒙つて再び敗走した。

一、十四日岳州東方桃林附近で約八百の敵と遭遇したわが部隊はこれを南方に

潰走せしめた。

一、十四日崇陽東方十キロ地點に現はれた敵第三百十三、百四十四の約三千は百六十の死體を遺棄して東南に敗走した。

一、更に十三日夜通城西方鼓鳴岳に再度來襲した敵も遂にわが猛反撃に遭ひ二百八十の遺棄死體を残して敗走した。

野村外相とグルー駐日米大使との間の日米東京會談は次の如く十八日第三次會見を行ったが、右に關し外務省情報部では十八日午後六時次の如く發表した。

十二月十八日

野村外務大臣は十二月十八日午後三時半外相官邸に在京米國大使グルー氏を引見し、前同に引續き兩者間に約一時間半に亙り支那事變に伴ひ日米兩國間に生起せる諸問題を検討し兩國國交打開の目的を以て双方共建設的精神の下に熱心なる會談を遂げたり。なほこの際野村外務大臣は同大使に對し揚子江下流地域に於て

は閉鎖を必要とする作戰上の絶對的要求の漸次緩和し得る情勢となりたるに上り、軍は右情勢に對應して治安維持及び作戰上必要な制限の下に南京下流の揚子江の閉鎖を解く意向を以て諸般の準備を整ふることとなりたる旨言明したり。

ドイツ袖珍戰艦グラフ・シュネー號は十七日午後六時半モンテヴイデオを出港したが午後七時二十八分（日本時間十八日午前七時五十八分）モンテヴイデオ港沖合五哩の地點において遂に自らの手で爆發沈没した。

大阪商船所有貨物船山陽丸は英國の某戰時禁制品檢索所に於て取調べを受けてゐたが、碇泊二十四時間にして十七日午後無事出港を許可された。

カーバイト 配給統制規則（商工省令第七四號）電力調整令ニ依ル電力消費ノ禁止（逓信省告示第三六八五號）電力供給禁止（逓信省告示第三六八六號）公布

我が軍は占領地域最近における情勢が

漸次緩和し來りたるに鑑み、一定制限の下に南京下流揚子江の閉鎖を解く意向ある旨支那派遣軍總司令部報道部及び支那方面艦隊報道部共同聲明を以て十八日午後三時左の如く發表した。

「今や揚子江下流地域に對し之が閉鎖を必要とする作戰上の絶對的要求も漸次的緩和し得る情勢となりたるに鑑み現地陸軍は右情勢に對應して治安維持および作戰上の必要な制限の下に南京下流揚子江の閉鎖を解く意向をもつて諸般の準備を進むることに決定せり」

十二月十九日

映畫委員會官制（勅令第八四〇號）預金部資金運用規則中改正（勅令第八四三號）海運組合法施行令（勅令第八四五號）總動員物資使用收用令施行規則（閣令第一五號）公布
木炭配給統制規則（農林省令第六八號）公布

十八日の野村、グルー第三次會談にお

いて野村外相は治安維持及び作戦上必要なる制限の下に南京下流の揚子江を開放する準備を進めて居り珠江についても同様の考慮を拂つてゐる旨を通告した揚子江の開放は列強の對支通商に關係がある處多く既に英佛獨伊各國からも申入れがあつた關係もあるから同日夕刻谷次官は外務次官官邸でクレギー駐日英大使と會見、また西歐亞局長は同夜駐日獨大使館ボルツエ參事官、駐日佛大使館フアン參事官、駐日伊大使館マツキ一等書記官をそれ／＼外務省に招致、揚子江開放の用意あることを通告した。

野村外相は十九日の定例閣議で最近の對米、對ソ、對英及び對獨伊關係について何れも交渉案件は順調に進んでゐる旨報告、特に對米關係については『十八日のグルー駐日米大使との會談において揚子江、珠江開放の意向を通告したことにより今後の兩國國交調整は一段と進捗するものと思はれ明年一月二十六日失効と

なる日米通商條約の善後措置についても何等か話し合ひの出来る曙光が見えて來た』旨報告した。

冬期攻勢を呼號する敵は中支山嶽地帯に蟠踞する第三戰區司令顧祝同の麾下約十一萬の大軍を續々南京、湖口間の揚子江南岸に向つて集中し揚子江遮斷を企圖したが、我精銳部隊の邀撃のため早くも潰滅に瀕してゐる。十七日までの戦果は鹵獲品武器多數、敵の遺棄死體約一千二百を算してゐる。

去る十日以來湖南方面で活潑な動きを見せてゐる敵は歐震麾下の中央直系軍を中心として急編成したものである。わが〇〇部隊との第一戦で完全に撃碎され連日痛打を蒙つて十八日現在までに判明した損害のみでも左の如くである。

遺棄死體千五百以上、鹵獲品小銃百、チエコ機銃八、その他彈藥等多數。

十二月二十日

演劇、映畫、音樂等改善委員會官制（勅

令第八四六號）製絲業法施行規則中改正（農林省令第七號）海運組合法施行規則（逓信省令第六五號）公布

ドイツ豆戰艦グラフ・シュペー號のハンス・ラングスドルフ艦長はシュペー號の自爆後當地に在つて深い悲しみに閉ざれてゐたが、二十日午前八時半（日本時間二十日午後九時半）ピストル自殺を遂げた事が判明した。

十二月二十一日

演劇、映畫、音樂等改善委員會官制（勅

令第八四六號）公布

文部次官大村清一氏を會長として委員並に幹事を左の如く任命發令した。

- | | | |
|-----------|-------|----|
| 内閣情報部長 | 横溝 | 光輝 |
| 外務省情報部長 | 須磨彌吉郎 | |
| 内務省警保局長 | 本間 | 精 |
| 大藏省主税局長 | 大矢半次郎 | |
| 陸軍砲兵中佐 | 松村 | 秀逸 |
| 海軍少將 | 金澤 | 正夫 |
| 文部省社會教育局長 | 田中 | 重之 |

商工省化學局長 永田彦太郎

國際觀光局長 片岡 壽郎

厚生省衛生局長 林 信夫

從四位勳三等 辰野 隆

從四位勳四等 倉橋 惣三

從四位勳二等 菊池 寛

從四位勳三等 松本 學

正三位勳三等子爵 野村 益三

正四位勳四等子爵 三島 通陽

正三位勳三等男爵 紀 俊秀

正四位勳三等 河原 春作

同 佐々木秀一

從六位勳四等 松尾 孝之

從四位勳四等 鶴見 祐輔

正七位勳四等 篠原 義政

田村 秀吉

辻 二郎

川喜多長政

植村 泰二

蘆田 勝至

城戸 四郎

溝口 健二

白井信太郎

森 岩雄

山岸 重孝

水池 亮

館林三喜男

小田 成就

不破 祐俊

物部 蕨郎

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

齋藤 重孝

西安、蘭州、平涼、天水等の各軍事據點

を廣範圍に爆撃した。又中央通信社沙市

來電によれば十九日午後一時沙市上空に

日本軍飛行機現れ市内の軍事施設は空爆

により大損害を蒙つた。

虚構の宣傳を行ひ蔣政權健在を誇示し

つゝ大童の冬期抗戦を開始した河南省南

部信陽を中心とする敵は我が反撃に會ひ

全く潰え、去る二日より十八日までの綜

合戦果は、

遺棄死體七千三百、捕獲品重機十七、

輕機百五十、小銃千五百七十。

湖北省南部崇陽周邊に押寄せた敵は潰

滅的打撃を受けた。敵の損害遺棄死體三

千八百九十、捕虜百に達した。

十五年間の長きにわたり、日佛間の緊

争問題であつた東京市債問題は最近漸く

妥結に達し、二十日我が駐佛大使館で東

京側代表宮崎代理大使と、フランス側債

權者代表前駐日佛大使フェルナン・ピラ

氏が澤田新任大使立會の下に和協議定書

映畫委員會委員被仰付

内閣情報部書記官

内務書記官

内務事務官

文部書記官

文部省社會教育官

厚生書記官

映畫委員會幹事被仰付

陳鐵並に劉茂恩麾下の敵國に對しその

冬季攻勢の機先を制して出撃した我が部

隊は去る十六、十七の兩日に互り南部山

西翼城東南方地區において徹底的に敵の

企圖を粉碎した。之が戦果は左の如くで

ある。

敵遺棄死體二千百一、捕虜十七鹵獲品

迫撃砲一、他多數。

重慶UP電の報ずる所によれば二十日

日本空軍は大擧して奥地西北地域を急襲

に調印圓滿解決を見た。即ち東京市と佛國所持人との間に十有五年にわたり懸案であつた所謂東京市債事件は長年の困難なる交渉の結果關係者の忍耐と努力と和協の精神により二十日の和協議定書の正式調印を以て圓滿裡に最終的解決を見た次第である。市債事件の解決の具體的内容が東京市側にとり極めて有利であつたことは邦家のため誠に結構なことであり、またこれを大局よりすれば日佛國交の見地より慶賀すべきことと考へる。

十二月二十二日

武道振興委員會官制（勅令第八五一號）
官幣社等神社ニ於テ行フ昭和十五年ノ紀元節祭ハ之ヲ大祭トス（勅令第八五四號）
宗教團體法施行期日（昭和十五年四月一日）ノ件（勅令第八五五號）
宗教團體法施行令（勅令第八五六號）
職員健康保險法施行令（勅令第八五八號）
商業登記取扱手續ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル件（司法省令第六五號）重要農

林水産物増産助成規則中改正（農林省令第七一號）昭和十五年ノ紀元節祭ニ府縣社郷社、村社又護國神社ノ供進神饌幣帛料ノ金額ノ件（内務省令第四五號）金使用規則（大藏省令第五二號）公布

文部省普通學務局長 小山 知一
任高知縣知事 高知縣知事 中野 善教

任普通學務局長 二十二日外相官邸で開かれた野村、グ

ルー第四次會談につき外務省情報部では同日午後七時次の如く發表した。

本二十二日外務大臣官邸に於いて野村大臣とグルー大使との間に兩國國交調整問題に關し第四次會談を行つた。双方とも問題解決に對し互助的態度を表明し進展の見るべきものあり會談は更に繼續せられるであらう。

わが南支陸の荒鷲石川、鈴木、山崎、原、荒蒔の各部隊の大編隊は二十二日午前八時朝霞を衝いて〇〇基地を出發、敵

の南方飛行據點たる湖南省の郴縣飛行場を攻撃し待機中の敵大型エス・ペー機數機を爆撃炎上せしめ更に飛行場を爆碎し午後零時全機無事歸還した。

十二月二十三日

掌典職官制（皇室令第四號）
造船事業委員會官制（勅令第八五九號）
借地法の借家法施行期日ニ關スル件（勅令第八六四號）

借地借家調停法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件（勅令第八六五號）公布
皇紀二千六百年、輝く年の御降學を前に、皇太子繼宮明仁親王殿下にはけふ二十三日御日出度き第六回の御誕辰を御迎へ遊ばされる。

奈良縣經濟部長 中島 賢藏
厚生省社會局住宅課長を命ず

沖繩縣經濟部長 渡邊 龜吉
任奈良縣經濟部長

神奈川縣官房主事 長瀬 英一
任沖繩縣經濟部長

一、我が精銳軍部隊は二十一日夕刻突如廣西省西南端龍州、鎮南關を占領せり該地附近においては佛印が蔣援助のため補給せる多數の軍需品を押收せり。

二、該地占領部隊は同地の補給諸施設を覆滅しその目的を達せしを以て本日一時該地を撤退せるも今後更に同地が敵の補給、軍事施設の根據地と復活し或は他方面において新たにかくの如き施設の現出したる場合においては斷乎として反覆塞源行動を徹底すべし。

包頭城内侵入の傳軍に對しても二十二日朝九時これを殲滅した。

敵の遺棄死體千三十六を數へ山砲七、迫撃砲二、重輕機十、小銃百を鹵獲した

この戰關に際し包頭の我が居留民は我軍及び領事館に一部收容され損害の大なるものはなく積極的に軍と協力して敵軍制壓に甲斐々々しき奮闘ぶりを示した。

青陽附近における二十日までの戰果左の通り。

敵の遺棄死體二千五百、なほ多數ある見込み、重輕機十一、同彈藥六千二百四十、小銃二百二十一、同彈藥四萬五千四百其他。

湖北、江西省境の九宮山方面遊撃隊根據地から通山方面へ出撃して來た敵大部隊を邀撃、更にこれを追撃中の我が軍は廿一日までには敵遺棄死體二千七十二、捕虜百五といふ大戦果を挙げた。

十二月二十四日

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十二月二十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

昭和十四年十二月二十四日

法王ピオ十二世は二十四日のクリスマス・イーヴに於る説教において歐洲の政治家が正しい名譽ある和平を議するのには今がその最適の時期であるとなしその和平協議の基本的條件となし次の五點を指摘した。

一、大小いづれを問はず各國民に生存とその獨立を保障すること。

二、世界を軍備の奴隸より解放すること。

三、世界の諸問題を和平裡に解決するために現下の國際諸機關の缺陷を是正すること。

四、各國並に各少數民族の必要とその正しい要求に應ずること。

五、各國民並にその政治家によりキリスト教主義が遵奉せられるやうに規定すること。

支那事變第三年に於ける帝國海軍は制海權を確保しつゝ或は支那沿岸封鎖を全面的に強化し、或は陸軍部隊の揚陸作戰に協力し、又海鷲の活躍は支那全土を其の翼下に蹂躪するなど赫々たる武功を輝かしたが、今聖戰第五年を送るに際し此の一年の海軍作戰の經過並に成果に關し二十四日午後五時大本營海軍部は左の如く公表した。帝國海軍在支作戰部とは昨

年に引續き陸軍部隊と緊密に協力して凡ゆる障害を意とせず聖戦目的達成の爲勇戦奮闘を重ね來れり。

海上部隊は寒暑風濤を凌いで全支沿岸の交通遮斷に従事し、敵の物資補給を斷絶せり。又江上部隊は揚子江岳州に至る八百哩の水路その他大小幾多の江湖を制し、左支陸戰部隊をして毫も後顧の憂なからしめたるがこの間海南島を始めとし支那沿岸各要地竝に諸島嶼を占據し、隨時隨所に益精練なる海陸協同作戰の妙用を發揮せり、他方海軍航空部隊は敵空軍再建の企圖あるや長驅先制之に痛撃を加ふると共に連綿不斷に地上兵力及軍事關係諸施設を猛爆して多大の戦果を擧げ、四百餘州所狹しと其の制空の威力を發揮しあり。

斯くて敗殘の抗日敵軍は日に月にその命脈を斷たれ、連衡を失ひ没落の一途を辿りつゝあり、而して帝國海軍は事變の進展に伴ひ本年後期に於いて在支海軍作

戰部隊の陣容を新にし、支那方面艦隊司令長官及川海軍大將の統率下に各方面に所要の部隊を配し以て作戰目的完遂の爲確固不動の態勢を確立して萬遺憾なきを期しつゝあり尙各方面の最高指揮官左の通り。

(一) 北支方面

海軍中將 野村 直邦

(二) 揚子江方面

海軍中將 谷本馬太郎

(三) 上海方面

海軍少將 樋口修一郎

(四) 南支方面

海軍中將 高須 四郎

作戰の戦果概要左の如し。

(一) 敵船舶交通遮斷

(イ) 全支沿岸 二八五〇哩

揚子江(岳州迄) 八〇〇哩

(ロ) その他珠江、太湖、鄱陽湖、射陽河、洞庭湖、湘江、高郵湖等多數の水路。

(二) 航行遮斷の強化

(イ) 沿岸諸港灣の閉塞

温州、福州、泉州、銅山港、詔安、洋頭、興化、三都澳、沙埕港、海門、涇州。

(ロ) 沿岸主要地並諸島嶼占領

海南島、汕頭、舟山羣島、中山縣、欽州灣(南寧作戰)

(三) 航空部隊の成果

海軍航空部隊は各地攻略並に掃蕩戰に協力せる外支那奥地の攻撃を敢行せり、奥地攻撃の主要なるものは蒙目、昆明、瀘州、成都、遂寧、西安、蘭州及重慶に對するものにして敵空軍の再起を不能ならしむると共に諸軍事施設を徹底的に潰滅し特に抗戰首都重慶に對する攻撃は回を重ぬること二十餘回に及び軍事諸機關を完膚なき迄に粉碎せり。

以上の作戰に依て我海軍部隊により處分せる敵機雷數並に敵飛行機に與へたる損害左表の如し。

(一) 敵機雷處分數

十二月二十五日

昨二十四日朝來粵漢線に沿ひ猛攻を開
始し頑敵を驅逐せる我が精銳諸部隊の内
判明せる野口部隊の戦果左の通り。

敵遺棄死體九〇〇、捕虜二〇〇、重機關

銃六、小銃彈八、〇〇〇その他多數。

又長野部隊の戦果次の通り。

敵遺棄死體八〇〇、捕虜一〇〇、機關銃

九、小銃四〇〇、其他多數。

十二月二十六日

領事官取扱登記ノ登録税ニ關スル件(勅
令第八七八號)

東亞同文書院ヲ東亞同文書院大學ニ改正

(勅令八七四號)

鐵業賠償ニ關シ調停及仲裁判斷ノ手数料

ニ關スル件(勅令第八七六號)

友好及文化的協力ニ關スル日本國ハンガ

リ一國間條約(條約第七號)

暴利行爲取締規則(商工農林省令第一號

職員健康保險法施行規則(厚生省令第百

二號)

貨物運送規則(鐵道省告示第二四八號)

公布

本日帝國議會開院式勅語左ノ如シ

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院

及衆議院ノ各員ニ告グ

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ

加フ朕深ク之ヲ欣ブ

朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百戰ヲ排シ

籌畫進攻其ノ宜キヲ得銃後ノ臣民齊シ

ク奮ツテ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ

偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雜ヲ

極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充

實ヲ計リ以テ帝國ノ所信ヲ貫キ東亞安

定ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期スベシ

朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及

臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト

共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克

ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊

ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

武漢周邊における敵の冬季攻勢は江

北江南に跨つて更に五十五箇師の大軍を

總動員し小癘なる反撃を試みて來たので

あるが敵は各所に拙戦を演じ自ら潰え去

り去る十二日より二十五日に至る我が綜

合戦果は次の如くである。

△交戦兵力江北三萬七百五十、江南九

萬七千七百五十。

△遺棄死體江北三千六百六十九、江南

一萬四百三十八△鹵獲品迫撃砲二十四

重機四十三、輕機百十五、小銃千七百

四十五、小銃彈藥十五萬五千。

衆議院本會議散會後院内に各派有志二

百四十餘名集合し「阿部内閣は大政輔弼

の重責に鑑み其の進退に就き善處すべし

右決議す」と決議す。

十二月二十七日

寺院ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處

分ニ關スル法律施行期日ノ件(勅令第八

九一號) 船舶建造融資補給及損失補償法

施行令(勅令第八九五號)

早害應急施設耕地事業助成規則(農林省

令第七二號) 鑛業法施行細則中改正(商工省令第七五號)

鐵砂法施行細則中改正(商工省令第七六號) 電力調整令第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ制限、禁止又ハ命令ヲ爲ス場合ニ於テ用途ヲ指定スルトノ需用區分表(逓信省告示第三八一〇號) 連帶運輸ヲ爲ス鐵道軌道航路及自動車並連帶運輸ノ範圍中改正(鐵道省告示二五二號) 公布

貴族院、午前十時より本會議を開き劈頭議長起草の奉答文を朗讀全院の同意を得て可決、議長はこれが捧呈のため参内この間佐佐木副議長代つて全院委員長の選舉を行つて一旦休憩、議長の宮中より歸院を待つて再開、議長より奉答書捧呈の顛末を報告次いで陸海軍に對する感謝決議の件を上程、一條實孝公(火曜)各派を代表して提案理由を説明滿場一致可決しこれに對し陸海兩相より謝辭あり最後に各部屬における常任委員の選舉結果

を報告する。

衆議院、午前十時本會議を開き全院委員長を選舉して一旦休憩各部において常任委員選舉後再開陸海軍將兵に對する感謝決議案に就き小川郷太郎氏(民) 戦死將兵に對する敬甲決議案に就き山崎達之輔氏(政中島派) 夫々提案理由を説明し、之を滿場一致可決、之に對し陸海兩相より夫々謝辭あり、次いで京都府第一區選出故江羅直三郎氏に對し西村金三郎氏(民) より弔辭を述べ年内の議事を終了する。

十二月二十八日

工場事業場使用收用令(勅令第九〇一號) 土地工作物管理使用收用令(勅令第九〇二號) 保險業法施行令(勅令第九〇四號) 外國保險會社ニ關スル件中改正(勅令第九〇五號)

鹽專賣法施行細則中改正(大藏省介第五三號) 兵役法施行規則中改正(陸軍省令第六〇號) 各種用紙ニ標準規格ヲ採用ス

ルノ件(司法省令第六七號) 國有林野ノ立木ノ賣拂ニ關スル臨時特例ノ件(農林省令第七三號) 肥料消費調整規則(農林省令第七四號) 船舶建造融資補給及損失補償法施行規則改正(逓信省令第六九號) 公布

奉 答 文

貴族院議長臣松平頼壽誠恐惶謹啓テ 敬聖文武天皇陛下ニ上奏ス

爰ニ第七十五回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラレ優渥ナル 勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ支那事變發生以來

茲ニ三星霜外征ノ皇師善謀善戰克ク其ノ勇武ヲ著シ統後ノ國民戮力協心齋シク其ノ忠誠ヲ效セリ寔ニ 陛下ノ威德ニ頼ルニ非スンハ焉ソ能ク是ノ如キヲ得ムヤ偶歐洲ニ禍亂勃發シ世

界ノ情勢倍々複雑ヲ極ム 陛下深ク軫念アラセラレ帝國ノ所信ヲ貫キ東亞安定ノ實ヲ擧クルニハ宜ク宇内

ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充實ヲ計ルヘキヲ宣ハセ給フ

聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹

テ

輿旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ以

テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣賴壽恐懼ノ

至ニ任ヘス謹テ奉答ス

十二月二十九日

相互保險會社登記取扱手續(司法省令第

六八號)公布

本年十二月二十五日迄に於ける本邦

(内地)對外貿易の概算は左表の如し。

△輸出 三十四億五千六百二十五萬七千

圓

△輸入 二十八億三千六百七十萬八千圓

△輸出入合計 六十二億九千二百九十六

萬五千圓

△差引出超 六億一千九百五十四萬九千

圓

を示せり、之を前年同期に比すれば、

△輸出は 八億四千五百九萬五千圓(三二%)を

△輸入は 二億三千八百六十五萬五千圓(九%)を

夫々増加し、輸出入合計に於ては十億八千三百七十五萬圓(二二%)の増加となり、貿易尻に於ては六億六百四十四萬圓の出超増となれり。而して朝鮮及臺灣の

分を合算すれば本年十二月二十五日迄の輸出超過額は七億六千二百四十四萬九千圓となり、前年同期の出超四千八百五十四萬二千圓に比し七億一千三百九十萬七千圓の出超増を示せり。

ドイツ潜水艦はスコットランド西方海上でイギリス海軍クキーン・エリザベス級の主力艦(三萬一千トン)に水雷を發射、これを撃沈した。

滿蒙國境を警備する陸軍航空部隊の精銳は五月より九月に亙るノモンハン附近の空中戦闘に於て常に寡を以て衆を恃むソ聯空軍を壓し、航空戰史上未だ見ざる

大戦果をあげてわが陸軍航空部隊の眞價を中外に示した。次に事變勃發以來今日に至るまでの敵機に與へた損害の概數及び我方の損害機數は次の通りである。

1. 支那事變に於ける敵機に與へた損害
擊 墜 三三〇機
地上爆破 一六〇機

【備考】
一、本年の後半に於ては陸軍航空部隊の空襲に際して邀撃する敵機殆どなく従つてこの期間航空撃滅戰の華々しきものなし。

一、十二月二十六、二十七、二十八日三日間に互り海軍航空部隊と協力して行ひたる蘭州進攻作戰の戰果に就ては未だ的確の報告なし。

2. 滿蒙國境に於てソ聯機に與へた損害
擊 墜 一三四〇機

地上爆破 三〇機

3. 右合計 一八六〇機

4. 事變以來我方の損害機數 一八八

十二月三十日

南昌奮回を目指し冬季攻勢を企圖した敵は我が猛烈な反撃に三十日完全に潰走し總指揮羅卓英は二十九日遂に吉安より贛江上流の贛州に遁走した。

尙敵の冬季攻勢に對する我が戰果は敵の遺棄死體總計五千、捕虜三百、虜獲品機關銃百、小銃五百十六、小銃彈八百餘發、手榴彈九百卅餘である。

十二月三十一日

日ソ漁業條約暫行協定は三十一日夜モスコにおいて東郷大使とソ聯モロトフ外務人民委員との間に調印が行はれ、同時に北鐵讓渡金問題も圓滿解決を見ることとなつたので右に關し外務省では三十日之を發表した。

◇南支方面戰況

一、海軍航空部隊は南寧作戰以來南支方面における敵空軍を殲滅すべく桂林、義寧、柳州の敵航空基地に對し反復攻撃を繼續せるも敵機は常に我方の銳鋒

を避けて遁走、各地に出没し未だこれを撃滅するに至らざりしところ昨三十日遂に柳州において敵空軍の有力部隊を捕捉しこれに大打撃を與ふことを得たり即ち同日午後海軍航空部隊の〇機は柳州飛行場上空において我に數倍する敵編隊を發見これに突入し約四十機と果敢なる空中戰鬪を交へ内二十二機を撃墜他に大損害を與へ敗走せしめたり、本戰鬪において我方一機未だ歸還せず。

二、昨卅日海軍航空部隊は折柄の好天候を利し長驅蒙自（雲南省）を急襲同地附近滇越鐵道に亘彈を浴せ橋梁、線路等に甚大なる損害を與へ全機無事歸還せり。

十五年一月三日

紀元二千六百年の年頭に際し長き邊では紀元二千六百年奉祝會諸專業御助成の思召をもつて四日午前十時、御内帑金一百萬圓下賜の御沙汰あらせられた。この

有難き御沙汰に同會々長近衛文磨公は同日午前十時廿分宮内省に出頭、松平宮相より拜受、百武侍從長を経て御禮を申し上げ感激して退出、更に總裁秩父宮殿下の御殿に伺候して御報告申上げた。

舊臘二十七日アナトリア東部地方の震災は一週間を経過した今日に至るも未だ正確な被害狀況が判明せず、三日當地新聞の報道によれば死者四萬、負傷者はその三倍にも達する模様である。トルコ全國民は昨年末以來震災犠牲者の冥福を祈るため喪服してをりイノニユー大統領も目下自ら災害現地を視察中である。

一月五日

上海、杭州、湖州を結ぶ三角地帯における昭和十四年度の綜合戰果左の通り。

- 一、交戦せる敵第六十二師、新編第二十二師、抗敵自衛團、浙江保安。
- 一、交戦回数一、七九九。
- 一、敵に與へたる損害、遺棄死體一一、五七六、捕虜一、一三〇。

一、鹵獲品、迫撃砲三、重機二五、輕機
 五四、小銃二、四一四、自動小銃二〇
 水冷式機銃二〇、チエコ重機四三、チ
 エコ輕機六、拳銃一三二四、小銃彈四
 〇九、四七三、重機彈四、三七一、輕
 機彈二、〇〇〇、其他機關銃彈二三、
 七三七、拳銃彈四、五八〇、手榴彈三
 七五五、迫撃砲彈一八七、銃劍七三二
 槍五六、圓匙五一〇、青龍刀二、四一
 〇、無線送信機五、電話機二一、馬匹
 二〇、民船五八、モーターボート一、
 汽船一〇、獵銃七、モーゼル銃一九、
 チエコ銃彈四、五七四。

一月六日

六日午後一時から開催された支那新中
 央政權樹立問題に關する興亞院會議は現
 地報告を基礎に基本要綱を検討した結果
 これを承認同四時五十分散會した。よつ
 て政府は八日午前臨時參議會を召集諒解
 を求め、同午後一時臨時開議を開催し正
 式に廟議決定を行つた上内奏することに

なつたが、六日遠藤内閣書記官長談の形
 式で左の如く聲明した。

支那中央政府樹立に關する汪兆銘側の
 活動狀況に關して現地の報告を具さに聽
 取したところその活動方向は大體帝國の
 意圖に合致しあるものと認め汪側の該運
 動を強く支援すべき態度につき本日興
 亞院會議に於て意見の一致を見た。

一月八日

紀元二千六百年の新春、長期戦下にな
 るほ綽々の餘裕を誇る我が無敵陸軍の威武
 を中外に宣揚する新春恒例の陸軍始大觀
 兵式は、八日長くも大元帥陛下の親臨を
 仰ぎ奉つて聖戦下に意義一入深く代々木
 練兵場に舉行された。

我が揚子江下流方面陸軍諸部隊は舊臘
 來冬季攻勢を企圖せる第三戰區外周の敵
 部隊を擊攘する傍占據地域内殘存敵掃蕩
 に多大の戦果を擧げつつあるが十一月中
 における綜合戦果は左の如くである。

抗戰敵兵力約十萬、敵の遺棄死體一萬

二千八百八十一、捕虜六百二十九、鹵獲重機
 十二、輕機四十二、小銃千四百二十二、
 其他多數。

政府は八日臨時開議散會後内閣書記官
 長談の形式を以て左の如く發表した。

内閣書記官長談

事變處理に對する帝國の方途について
 は累次内外に聲明せられたるところに
 して特に昭和十三年十一月三日の帝國
 の聲明に次いで同十二月二十二日近衛
 元總理大臣の談話において征戰究極の
 目的を明かにせられ爾來政戰兩略一貫
 して此の目的追求に努力し來りし次第
 なるが此の間支那における同憂具眼の
 士にして帝國の意圖に響應する者逐次
 増加し來り遂に昨年春季に入り國民黨
 の指導的地位にある汪精衛及その同志
 は公然反共親日和平救國を主張し帝國
 と協力的活動を開始し爾來日々その勢
 力を加へ最近に至り新たな中央政府
 を樹立する氣運となれり而してその志

すところを詳察するに時局拾収の方向は帝國の企圖するところに合致するものがあるにより帝國としては今後總ゆる努力を傾注して是が成立發展を支援することとなりたり。

一月九日

生絲配給統制規則(農林商工省令第一號)公布

一月十日

宗教團體法施行規則(文部省令第一號)
地代家賃審査會職員旅費支給規程(内務省訓令第一號)公布

元岐阜縣書記官、北支臨時政府建設處

參事 由良民之助

任山形縣經濟部長

山形縣經濟部長 小坂 登

依願免本官

漢口周邊地區の昨年十二月中に於る戰果は次の如く同月中旬より開始された敵の冬季攻勢のため夥しい數字を示して居り同時に皇軍の赫々たる武勳と並々なら

ぬ辛苦を如實に物語つてゐる。

交戦回数(江北)四五四(江南)三八六敵遺棄死體(江北)一二、一三〇(江南)一八、〇二〇鹵獲品迫撃砲(江北)三(江南)一七重輕機(江北)一五(江南)六一小銃(江北)二、九〇三(江南)一、二一七迫撃砲彈(江北)七七四(江南)一、八二二小銃彈(江北)三八一、八一七(江南)二五二、三八二手榴彈(江北)五、八九三(江南)四、三三〇。

冬季攻勢を呼號賞金をかけて各城市鎮の奪還、鐵道破壞等を企圖せる敵の機先を制し〇〇部隊は山東省下全地區に互り十二月廿日より卅一日に互り一齊に積極的年末討伐を敢行、敵の各據點を粉碎その全企圖を水泡に歸せしめ完全に出鼻を挫いたがこの戦果は左の如し。

交戦回数二百十九、交戦敵總兵力四萬五千、敵遺棄死體三千二百、捕虜二百、鹵獲小銃九百、その他武器彈藥多數。

一月十一日

寺院ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル法律施行規則(大藏省令第二號)公布

去る十二月中旬北海方面上陸作戰以來陸海軍相協力して約二個月に互り多大の戰果を擧げて來たことは屢次發表せられた通りである。この間において海軍航空部隊は惡天候や熾烈なる地上砲火を冒して挺身敵陣地密集部隊に對し低空爆撃、地上掃射を敢行して連日地上作戰に協力我が戰鬪を有利に展開せしめたのみならず或は長驅瀆越鐵道に對する攻撃を反復して一鐵橋に對し致命的損害を與へ以て敵の重要な軍需品補給路に一大障礙を生ぜしめ或は又桂林、柳州、蒙自等敵空軍據點に進攻して屢々果敢なる空中戰等を決行し、南支方面に集中せる敵航空兵力に對し潰滅的打撃を與へたことは我が海軍航空部隊の武威を遺憾なく中外に發揚したものと信ずる次第である。

一月十三日

小麥増殖獎勵規則中改正（農林省令第一號）公布

北支軍では十二日昨年十二月中の北支における綜合戰果につき左の如く發表した。

△交戰回数一、六三五△交戰敵兵力三四三、〇〇〇△敵の損害遺棄死體二〇、三九八、捕虜一、八五九、斃馬七六八△鹵獲品小銃四、七四九、同彈丸四七二、九八二、拳銃五四九、同彈丸七、八六四自動小銃一三四、同彈丸二、四一九、自動短銃三七同彈丸一、三〇〇、輕機關銃八三同彈丸一、一三八、重機關銃一五同彈丸一一、二〇〇、迫撃砲一三同彈丸四一六、野山砲一四、同彈丸二六〇、防毒面一〇八△我方の損害戰死七六六、負傷一、六六二。

一月十四日

政府は十四日總辭職決行後午前十時四十五分總辭職の理由を阿部首相談の形式で左の如く聲明した、

阿部總理大臣談 不肖昨年八月圖らずも大命を拜して輔弼の重責に任じ、爾來閣員一致協力、事變處理を中心として内外の政務に勵精し來りたる處、向後既定の方策を具現するに方り、或は國務遂行の方法に就き意見の渾一を期し得ざるものあるやを虞る。乃ち時局重大の場合、政務の運行を遲滞せしめ目下進行過程の第一段階に入れる事變理に不測の影響を與へざることを念とし本日閣下に伏して辭表を捧呈し奉りたる次第なり。

（各通）

從三位勳一等 宮城長五郎

從四位勳三等 唐澤 俊壽

貴族院令第一條第四號ニ依り貴族院議員ニ任ス

一月十五日

日本帝國及びソヴイェト社會主義共和國聯邦間漁業議定書締結（條約第一號）

林業種苗法施行規則（農林省令第二號）

公布

阿部内閣總辭職に伴ふ後繼内閣首班に ついては湯淺内府、近衛樞相との間で陸相畑俊六大將を最適任者として奏請することに意見一致してゐたが、十四日に至つて陸軍部内の反對氣勢が俄然強硬となり、また畑大將に絶對出馬の意思ないことが明かとなつて來たので内府、樞相の間で急ぎ銓衡をし直した結果、前海相米内光政大將を奏請するに決定、十四日夜湯淺内府より米内大將を奏請し後繼内閣組織の大命は同大將に降下した。

